

AI・IoT等先端技術活用DX推進事業
(中小企業先進的取組等支援補助金)
公募要領

長野県産業労働部経営・創業支援課

1 概要

本事業は、県内企業等の事業活動へのAI・IoT等先端技術の活用を推進することで、省力化・生産性向上の成功事例を創出するとともに、県内ベンダーの提案力向上・競争力強化に繋げ、県内産業のデジタルトランスフォーメーション(DX)の促進することを目的とします。

2 補助対象者

本事業における補助対象者は、次の全てを満たす事業者です。

(1) 県内に本社又は主たる事務所を有する、以下の表の定義に基づく中小企業・小規模事業者等

ただし、次のいずれかに該当する中小企業(以下、「みなし大企業」)は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

業種分類	定義
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者

⑩学校法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑪商工会・商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が 100 人以下の者
⑫中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとします。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業を行っていないこと。

(4) 県税に滞納がないこと。

3 補助対象事業

本事業の対象は、以下のいずれか又は全ての技術を活用し、生産工程・業務管理工程その他事業活動の生産性向上を図る事業であり、令和 4 年 1 月末日までに完了する事業です。

(1) IoT の活用

センサを活用したモノのインターネットへの接続による、生産工程等の遠隔管理の実現や、データ収集の自動化等

(2) AI の活用

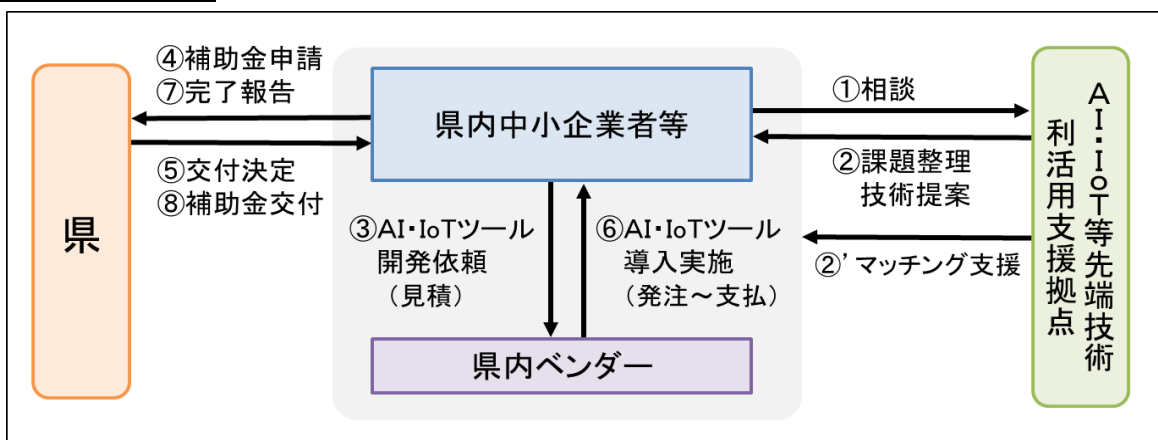
収集データの分析・予測の自動化による業務効率化の実現等

4 補助対象経費

本事業の対象経費等は、以下のとおりです。

- (1) 対象経費 外注費（システム等開発費、その他関連経費）
※発注先は県内ベンダーに限る
 - (2) 補助率 2分の1以内
 - (3) 補助金額 AI技術の活用 200万円以内
IoT技術の活用 100万円以内
※AI、IoT両方の技術を活用する場合は、200万円以内
- なお、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含みません。

5 事業スキーム



- (1) AI・IoT等先端技術利活用支援拠点への相談、課題整理（上図①②②'）

本事業に申請を行う事業者（以下「申請者」）は、初めに、「AI・IoT等先端技術利活用支援拠点」(※)に相談を行い、申請者が事業活動において抱える課題の整理、当該課題に解決に向けた先端技術の利活用手法の提案を受けてください。必要に応じて拠点からベンダーに関する情報提供等も行います。

※「AI・IoT等先端技術利活用支援拠点」（以下「支援拠点」という。）とは、令和元年度から長野県が設置している専門機関であり、県内のあらゆる産業分野の事業者を対象に、AI・IoT、ロボティクス等を活用した生産性向上を支援しています。

【AI・IoT等先端技術利活用支援拠点】

〒380-0928 長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター3階

公益財団法人長野県テクノ財団 内

電話：026-226-8101 E-mail：ai-iot@tech.or.jp

相談・問合せフォーム：<https://ai-iot-platform.icon-nagano.or.jp/form>



- (2) 補助金応募～交付決定（上図③④⑤）

課題と解決手法の整理を行い、当該手法が本事業の対象事業（AI又はIoTの活用、

県内ベンダーへの発注等に合致する場合は、AI・IoT等先端技術活用DX促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）第5に基づき、以下の書類により応募してください。（その際、支援拠点から応募事業や導入技術に関する所見等の書類（事業計画書 別紙）の交付を受けてください。）

県において、後述する選定基準に基づき選考を行い、結果を通知します。

なお、選考の際には、応募事業者から選考委員に対して対象事業の説明を行っていただきます。（オンライン会議を予定）

【提出方法】

ながの電子申請サービスにより、提出書類をお申込みください。

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13215

郵送、電子メールによる提出は受け付けませんのでご注意ください。



【提出書類】

- ア AI・IoT等先端技術活用DX推進事業 実施計画書
 - イ AI・IoT等先端技術活用DX推進事業 事業計画書
 - ウ AI・IoT等先端技術活用DX推進事業 事業計画書 別紙
 - エ 事業対象経費の算出の根拠となる資料（見積書等）
 - オ 直近の決算書（個人事業主の場合は確定申告書）
 - カ 事業者の人格及び所在地が確認できる書類（登記簿、開業届の控え等）
 - キ 発注先ベンダーの人格及び所在地が確認できる書類（登記簿等）
- ※ ファイル形式は全てPDFにより提出してください。

補助事業として採択された場合は、実施要領第6に基づき、交付申請を行ってください。申請内容を確認の上、県から交付決定を通知します。

※原則として、交付決定通知日以降の事業が補助金の対象となります。交付決定日以前に発注した事業に係る経費は対象外となりますのでご注意ください。

なお、補助事業については、令和4年1月末日までに、納品、支払等全て完了させてください。

また、補助事業者の名称及び所在市町村、事業名、事業概要等を県ホームページ等において公表しますので、ご承知おきください。

(3) 事業実施～完了報告（上図⑥⑦⑧）

補助事業を完了した際は、実施要領第10に基づき、完了日から起算して10日以内に、県に報告書等を提出してください。県において内容を確認し、必要に応じて現地調査を行った上で、補助金額を確定します。

【補助対象外となる申請及び事業計画】

選考において、以下に該当するとされた場合は不採択となります。また、採択・交付決定後に以下に該当すると確認された場合も、採択・交付決定が取消しとなります。

- ア 本公募要領に適さない事業
- イ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国等が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業
- イ 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業
- ウ 公序良俗に反する事業
- エ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条により定める営業内容等）
- オ 令和 4 年 1 月末日までに完了しない事業
- カ その他
 - (ア) 県が本事業用として指定した応募申請書類様式と、異なる様式の申請書類で応募してきた案件
 - (イ) 同一事業者が今回の公募で複数応募を行っている案件
 - (ウ) 必要な書類が添付されていない案件
 - (エ) その他書類不備等、補助対象要件を満たさない案件
 - (オ) 補助対象事業者に該当しなくなった場合

6 選定基準

補助対象事業の選考は、以下の観点により行います。

- (1) 経営課題等の把握状況
- (2) 先端技術（AI・IoT）の活用手法
- (3) 当該技術の導入による課題解決の実現性
- (4) 事業の成功により見込まれる同業種・他分野への波及効果

7 公募期間

- ・募集開始日 令和 3 年 6 月 21 日（月）
- ・一次締め切り 令和 3 年 7 月 21 日（水）
- ・二次締め切り 令和 3 年 8 月 27 日（金）
- ・三次締め切り 令和 3 年 10 月 1 日（金）

※予算の状況により、一次締め切り又は二次締め切りで募集を終了する場合があります。

8 予算額

14,000 千円

10 留意事項

- (1) 事業実施場所を変更することは原則認められません。
- (2) 補助事業として採択された場合であっても、申請内容や予算の都合等により希望金額が減額されるなどの条件が付される場合があります。また、補助事業終了後、必要な支払いの証票書類が整っていない場合は交付決定額から減額されることがあります。

- (3) 代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む））について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択いたしません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。
- (4) 補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は、補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。
- (5) 本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。
- ア 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に県の承認を得なければなりません。（要領第7に規定する軽微な変更を行う場合を除く。）
- イ 交付決定後に、補助事業者が大企業になる等、補助対象者ではなくなった場合は、本事業を中止、廃止することになります。
- ウ 本事業は令和4年1月末日までに完了し、その日から起算して10日を経過した日までに中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9に規定する実績報告書を提出しなければなりません。
- エ 本事業の実施に基づく発明、考案等に関して、知的財産権の出願又は取得を事業年度又は事業年度の終了後5年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、要綱第14の規定により、県まで報告しなければなりません。
- オ 事業化状況の報告から、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、要綱第16の規定により、補助金額を上限として収益納付しなければなりません。
- カ 取得財産のうち、単価500万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。財産処分には、処分制限期間内に補助対象者の要件から外れた場合も含まれます。
- キ 補助事業期間終了後に補助対象者に該当しなくなった場合は、処分制限財産について財産処分となり、残存簿価相当額または時価（譲渡額）のいずれか高い額で補助金の返納をしていただく必要があります。
- ク 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は納付しなければなりません（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です）。ただし、中小企業・小規模事業者が、試作品の開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（設備に限ります）を生産に転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合には、県の事前承認を得ることにより転用による納付義務が免除されます（収益納付は免除されません）。

ケ 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

コ 本事業の遂行及び収支の状況について、県の要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、県に提出しなければなりません。

サ 本事業の進捗状況確認のため、実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(6) 財産の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合は、その権利は事業者に帰属します。

11 その他

- (1) 応募にあたっては、要綱及び実施要領を予めご確認ください。
- (2) 補助金の支払については、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。特に必要と認められる場合、事業期間の途中での事業の進捗状況を確認したうえで、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払）場合もあります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (3) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象の物件等や帳簿類が確認できない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (4) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (5) 今回応募された事業者の方に、採否にかかわらず本事業に関係する調査をお願いすることがあります。また補助事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集等への協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】

長野県産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係

TEL：026-235-7195（直通）

E-mail：keieishien@pref.nagano.lg.jp

URL：https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/ai-iot_hojyo.html

